

# 〇一関工業高等専門学校寄宿舎規則

(昭和39年4月17日制定)

## (目的)

第1条 学生の修学に便宜を供与し、かつ、その人間形成を助長して教育目的の達成に資することを目的として、本校に寄宿舎（以下「学寮」という。）を設ける。

学寮の名称を、次のとおりとする。

- 一 須仰寮（男子寮）
- 二 白萩寮（女子寮）

## (学寮生活の基本)

第2条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規程を守り、相互に敬愛啓発して、自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

## (所管)

第3条 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて、寮務主事が処理する。

## (寮務委員会)

第4条 学寮の管理運営に関する事項の調査及び協議は、一関工業高等専門学校運営組織規則第29条第1項の規定により寮務委員会が行う。

## (閉寮)

第5条 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業の間中は、学寮を閉寮する。

2 校長は、特に必要があると認める場合には、臨時に学寮を閉寮することができる。

## (入寮及び退寮)

第6条 入寮の時期は、学年の始めを原則とする。

2 入寮を希望する者は、入寮願を校長に提出して、許可を受けなければならない。

3 寮生が退寮するときは、退寮願を校長に提出して、許可を受けなければならない。

4 入寮を許可された寮生は、入寮誓約書を校長に提出しなければならない。

5 医師により、疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められた場合は、入寮を許可しない。

6 寮生が学則及び学生準則並びにこの規則に違反した場合は、退寮させることがある。

## (在寮期間)

第7条 学寮の在寮期間は、入寮した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の期間が満了した後、引き続き入寮を希望する場合は、改めて前条により許可を受けなければならない。

## (寄宿料等)

第8条 寄宿料の額及び徴収方法は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日機構規則第35号）の定めるところによる。

- 2 寮生又は寮生の学費を主として負担している者が災害を受け、納付困難と認められる場合は、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。
- 3 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。
- 4 寄宿料及び第3項の経費を納付しない場合は、退寮させることがある。

(共同生活の目的)

第9条 寮生は、その総意により、校長の許可を得て、学寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

- 2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則並びにこの規則に違反しないものでなければならない。
- 3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について校長に提出し、許可を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様である。

一 名称

二 目的

三 規約

四 代表者及び役員

- 4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。

(防災安全)

第10条 寮生は、火災その他の災害防止について、常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

- 2 火気の使用は、指定の場所以外では行わない。
- 3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに寮務主事又は舎監にその旨を報告し、以後職員の指示に従って行動しなければならない。

(保健衛生)

第11条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内の清潔に努めなければならない。

- 2 伝染病の発生その他の事項により必要がある場合には、随時感染防止に必要な措置を実施する。
- 3 病気にかかったものは、直ちに寮務主事へ届け出て医師の診断を受けなければならない。

(施設、設備の使用)

第12条 学寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(門限点呼後の外出及び帰省)

第13条 門限点呼後の外出及び帰省に際しては、あらかじめ寮務主事に届け出なければならない。

(外来者)

第14条 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

- 2 寮生以外の者が、学寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ、寮務主事を経て

校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(雑 則)

第15条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日規則第2号）

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年2月17日規則第1号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月20日規則第4号）

この規則は、昭和63年4月20日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年6月15日規則第25号）

この規則は、平成元年6月15日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月11日規則第2号）

この規則は、平成4年3月11日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則（平成5年4月1日規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年1月4日規則第1号）

この規則は、平成6年1月4日から施行する。

附 則（平成6年3月27日規則第9号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月16日規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日規則第31号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日規則第 3 2 号）  
この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。